

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部振興局 高月支所
委託業務番号	令和4年度 長高委第4号
委託業務名称	高月支所庁舎エレベーター保守管理業務委託
委託業務場所	長浜市高月町
業務の概要	高月支所庁舎昇降機設備の保守管理業務
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	580,800円
契約の相手方	[所在地又は住所] 草津市矢倉二丁目4番23号 [商号又は名称] 三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	支所に設置してある昇降機の製造・設置業者で、遠隔操作による監視も行っており、非常時において迅速な対応が可能のため、当該業者を契約相手として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>